

公園利用のながれ



令和7年(2025年)7月
豊中市 公園みどり推進課

【公園利用について】

公園は、多くの市民が休息、散歩等で、いつでも自由に利用できる公共施設であり、公園内で以下のような行為をする場合は、公園管理者の許可が必要となります。

業として写真又は映画を撮影することを除き、原則として、営利を目的としない使用に限り許可します。

- ・行商、募金、出店等を行うこと
 - ・業として写真又は映画を撮影すること
 - ・競技会、展示会、博覧会等を行うこと
 - ・興行(※)を行うこと
 - ・上記のほか、公園の全部または一部を独占して利用すること
- (※)入場料その他これに類する料金を徴収する場合は「興行」の扱いになります。

【公園利用の流れ】

①事前相談・予約状況のお問合せ

電話またはメールにより事前相談、空き状況等をお問合せください。

調整に時間がかかる場合がありますので、早めのご相談をおすすめします。

問い合わせ先: 豊中市 公園みどり推進課 維持管理係

電 話 06-6843-4000

メール kouen@city.toyonaka.osaka.jp

②利用申込み(3か月前から受付)

本文書をご確認のうえ、下記書類に必要事項を記入しご提出ください。

また、利用する公園が複数ある場合は、公園ごとに利用申込みを行ってください。

1. 公園内制限行為承認申込書
2. 内容の分かる資料(企画書、事業概要書、安全対策図、チラシ、写真など)
3. 利用場所図面

③内容確認、承認

申込書を受領後、企画内容等を確認し、承認する場合は、承認印を押し、申込者に交付します。

内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。

内容によっては、承認できない場合や場所の変更等をお願いする場合があります。

また、条件付きの承認となる場合があります。

④使用料のお支払い

使用料が発生する場合、納付書を発行します。

納付書が発行されたら、速やかにお支払いください。

主催者や内容によって、使用料が減免となる場合があります。

⑤事前調整

提出書類に変更がある場合は、速やかにご相談ください。

イベント内容により、保健所や消防署などへの届出が必要な場合は、申込者にて届出てください。

⑥実施

設営から撤去までの安全管理、来場者等への対応などは、申込者で行っていただきます。

ご利用後は現状回復をお願いします。

【公園利用の利用料金について】

使用料は、豊中市都市公園条例で定められています。

①公園使用料

種別	単位	期間	使用料
行商、募金、出店等を行うとき(※1)(※2)	1平方メートル	1日	200円
業として写真の撮影を行うとき(※2)	1箇所	1日	2,000円
業として映画の撮影を行うとき(※2)	1箇所	1日	4,000円
競技会、展示会、博覧会等を行うとき	1平方メートル	1日	2円
興行を行うとき(※2)	1平方メートル	1日	10円

(※1)行商・出店は、主体となる催しがあり、それに付随した副次的なものに限ります。

(※2)入場料その他これらに類する料金を徴収するときは全体が「興行」の扱いとなり、記載の料金の2倍となります。

ステージや本部などの固定物を設置する場合は、上記に加えて、占有料が必要となります。

種別	単位	期間	占有料
仮設建物その他これに類するもの	1平方メートル	1月	432円

(注)令和8年4月1日以降利用分から占有料が変わりますので、ご注意ください。

②利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は、原則還付しません。

【承認できない場合】

以下に該当する場合には、利用を許可することができません。

- ①他の利用者に支障があると認められるとき。
- ②周辺地域などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
- ③安全が確保されておらず、その利用が危険であるとき。
- ④申込書の記載に虚偽が認められるとき。
- ⑤公園管理者が認めた場所以外で火気の使用をするとき。
- ⑥騒音、臭気などが発生し、他の利用者や周辺住民などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
- ⑦当該使用により多数の車両が集中し、公園内外の混乱、周辺への迷惑駐車等が多分に予想されるとき。
- ⑧公安または風俗を害するおそれがあるとき。
- ⑨指定暴力団等その団体の構成員が集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、またはその団体の構成員が集团的または常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体を使用しようとするとき。
- ⑩葬儀、告別式その他これらに類する行事を行うとき。
- ⑪その他市長が不適切と認めるとき。

【承認の取消等について】

次の事項に該当する場合は、承認取消となる場合があります。

- ・「承認できない場合」の各項に該当すると認められた場合
- ・所定の期日までに入金が確認できない場合
- ・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により公園の利用が不可能となった場合
- ・公園の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ・関係官公庁より中止命令が出た場合
- ・主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

(参考) イベント実施に伴う使用料の考え方

A: イベント等で使用する公園の面積(1,000m²)(※)

B: キッチンカー
(10m²)

C: 本部テント
(10m²)

※イベント等での利用が一部のエリア
のみの場合、使用料は使用する部分
の面積にかかります。

A(緑枠): イベント等で使用する公園の範囲(1,000m²)

B(青枠): キッチンカーの範囲(10m²)

C(赤枠): 本部テントの範囲(10m²)

(入場料が無料のイベントの場合)

・使用料の考え方

Aの使用料: 1日・1 m²あたり2円(博覧会等)

Bの使用料: 1日・1 m²あたり200円(出店)

Cの占用料: 1月・1 m²あたり432円(仮設建物等)

・使用料・占用料の算定(5月1日に公園を1日使用する場合)

Aの使用料: $(1,000\text{m}^2 - 10\text{m}^2) \times 2\text{円} = 1,980\text{円}$ (AからBを引いた面積 × 使用料)

Bの使用料: $10\text{m}^2 \times 200\text{円} = 2,000\text{円}$

Cの占用料: $10\text{m}^2 \times 432\text{円} \div 31\text{日} \div 140\text{円}$ (1日の場合 月額をその月の日数で割って算出)

(入場料が有料のイベントの場合)

・使用料の考え方

Aの使用料: 1日・1 m²あたり20円(興行)

Bの使用料: 1日・1 m²あたり400円(出店)

Cの占用料: 1月・1 m²あたり432円(仮設建物等)

・使用料・占用料の算定(5月1日に公園を1日使用する場合)

Aの使用料: $(1,000\text{m}^2 - 10\text{m}^2) \times 20\text{円} = 19,800\text{円}$ (AからBを引いた面積 × 使用料)

Bの使用料: $10\text{m}^2 \times 400\text{円} = 4,000\text{円}$

Cの占用料: $10\text{m}^2 \times 432\text{円} \div 31\text{日} \div 140\text{円}$ (1日の場合 月額をその月の日数で割って算出)